

# 学校再開後の新型コロナウイルスに対する感染防止対策

令和2年5月29日  
あわら市芦原小学校

学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つと、学校に子どもが通うことは困難となり、このような状態が長期化すると、子どもの学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることが予想される。また、この感染症は持続的な対策が必要であることを踏まえ、社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識をもち、その上で、子どもの健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を進めていくという考え方が必要となってきた。

そこで、本校において教育活動を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症対策として以下のように取り組む。

## I 学校の衛生管理（感染防止対策）

### 1. 校舎内外の衛生管理

#### (1) 校舎内外の消毒の実施

- ① 換気（朝、児童登校前に窓の開放をする。必要なら扇風機使用）
- ② 普通教室は1日1回の消毒作業。（児童下校後に教職員が行う）
- ③ 特別教室は使用後に消毒作業。（使用した備品等も含め教職員が行う）
- ④ 図書室は放課後に教職員が消毒作業。（出入口、机、カウンター 等）
- ⑤ 休み時間に使用する一輪車、ボール、遊具などは1日1回の消毒作業。

※当面、児童による通常清掃は行わず教職員が掃き掃除やモップがけを行う。

### 2. 手指の消毒の徹底と消毒剤の配置（30秒程度の丁寧な手洗いを原則とする）

- (1) 登校後、活動後、給食前等こまめに丁寧な手洗いを徹底する。
- (2) 職員玄関（来校者用）に手指消毒剤を設置する。
- (3) 保健室前（来室者用）に手指消毒剤を設置する。

### 3. 教職員等の衛生管理

- (1) 朝の検温をする。（検温結果の把握）  
発熱や風邪症状等、体調がすぐれない時は自宅で休養する。
- (2) マスクの着用、手洗いの励行。
- (3) 声量を調整し、飛沫飛散をできる限り抑える。
- (4) 児童との接触を最小限にとどめる。（社会的距離の確保に努める）  
ノート・プリント類の配布・回収や個別指導の方法を工夫する。
- (5) 学校への訪問者に対しても、教職員同様の感染症対策の徹底を依頼する。  
尚、来訪者対応は、原則として児童下校後の時間帯でお願いする。

## II 児童の学校生活における感染防止対策・衛生管理

### 1. 児童の衛生管理・感染防止対策

- (1) 『密』が重ならない生活を基本とし、児童自身が意識して行動する態度を培う。
- (2) 手洗い（石けんを用い30秒程度）や咳エチケットを徹底させる。
- (3) マスクの着用を徹底させる。

(登下校時を含み、学校での生活中は原則としてマスクを着用する)

※予備マスクの持参(袋に入れランドセルに常備しておく)

(4) 清潔なハンカチを毎日2枚携行させる。

※ハンカチやタオル等の共用は絶対に避ける

(5) 着替え時の感染リスクを考慮し、当面は体操服登下校とする。

(6) 登校前の『健康チェック表』への記入を徹底させる。

※検温を忘れた児童は教室に入る前に検温し、体調が悪い場合は帰宅させる。

## 2. 登下校中の感染防止対策

(1) 登校班は常に1列で歩行する。(横に2列以上にならない。)

(2) 信号待ちや横断待ちの時は密集しないように、安全を確保しながら1列のまま待つ。

(3) 下校時も、横2列にならないように、1列歩行をする。

(4) 保護者から自家用車送迎の申し出があった場合は、意向に沿うこととする。

## 3. 学校生活における感染防止対策

### (1) 授業における感染防止対策

① 常に換気をする。(対角の窓を基本とする。荒天時でも、最低限の換気ができるように調節する。1単位時間に5~10分の大きな換気を行う。)

② 教室での学習は、可能な限り机を離す。学習用具の貸し借りは行わない。

③ 話し合い活動は、全体での話し合いを主とし、ペアやグループでの話し合いは必要最低限にとどめる。やむを得ず行う場合も『3密』や対面を避けて行う。

④ 3つの「密」を避けるために、学習内容によっては、多目的教室や空スペースを使用して少人数による学習活動を行う。

⑤ 教室移動など教室外でも適切な間隔保持に努める。

⑥ 特別教室での授業が必要な場合は、『3密』の条件を回避する工夫をして実施する。

#### ⑦ 音楽の授業

・発声を伴う活動は当面避け、行う際にも間隔を空け、人の方向に口を向けないようにする。

・鍵盤ハーモニカ、リコーダーなど呼気による楽器の演奏は当面避ける。

・共用の教材や楽器を使用する際には、消毒と前後の手洗いを徹底する。

#### ⑧ 体育の授業

・児童間に十分な距離を保てる場合には必ずしもマスクをしなくてよい。

・可能な限り、屋外での学習活動をする。(熱中症対策に留意する)

・体育館を使用する際には、体育館の窓や扉を開放する等、十分な換気を行う。

・児童が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は避ける。

・近距離での会話や活動は避ける。また、大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触も避ける。

・多数の者が触れる用具(ボール等)を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導し、授業後はすぐに石鹸での手洗いを徹底する。

・準備及び片付けの場面では、近距離になる状況を避ける。

#### ⑨ 家庭科の授業

・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、当面の間、調理実習は見合わせる。

### (2) 休み時間等の感染症対策

① トイレ等での混雑を避けるため、時間差を設けて使用させる。

- ② トイレの順番を待つときは、廊下で間隔を空けて待つ。
  - ③ 手洗い場の蛇口は一つ間を空けて使用させる。待機場所の表示もする。
  - ④ 運動遊びの後には必ず手洗いをさせる。遊具等を共用したときは、特に手洗いをしっかりさせる。
  - ⑤ 『密』にならない遊びをするように指導する。
  - ⑥ 図書室は学年利用日（時間）を決め、自由な利用は当面禁止する。返却された図書は消毒をするか、一週間程度貸し出しをしない。
  - ⑦ 下足箱付近での密集を避けるため、下校時は時間差を設ける。
- (3) 給食時の感染防止策・衛生管理（HPの「給食センターマニュアル」を参照）
- ① 各自が持って来た「濡れおしぼり」で、自分の机を拭く。
  - ② 給食の前後には、石鹸での手洗いを徹底する。  
※担任以外の教職員で指導にあたる。
  - ③ 低学年の配膳は教職員が行う。  
※手洗いと、エプロン、三角巾、マスク着用の徹底
  - ④ 健康状態が良くない児童は給食当番をしない。  
※体調不良で欠席後の児童は、1週間は給食当番をしない。
  - ⑤ 配膳前に配膳台を水拭きする。
  - ⑥ 全員が前を向いて食事をする。
  - ⑦ 「いただきます」のあいさつ後にマスクを取り、「ごちそうさま」のあいさつはマスクをしてからにする。  
※外したマスクはケースに入れておく。（当初は学校で準備します。）
  - ⑧ 食事中（マスクをはずしているとき）の私語は控える。
  - ⑨ 「おかわり」などの量の調整の対応は、あいさつの前に教師が行う。
  - ⑩ 箸は、家庭から持参した「マイ箸」を使用する。
  - ⑪ 準備、片付けの際には、時間差を設け、互いの距離を取るなどの工夫をする。
  - ⑫ 給食時間中に児童の離席を要する活動は控える。
  - ⑬ 給食後、教職員が配膳台を消毒し、必ずカバーをかけておく。
- (4) 保健室における感染症対策
- ① 入退出の際は、手指消毒を必ず行う。
  - ② 健康観察表・清潔検査表の提出は、入室せず廊下設置のケースに行く。
  - ③ 保健室を利用する場合は、担任（授業者）から保健室へ利用状況を確認し、許可を得る。
  - ④ 許可を受けた児童は、原則として一人で来室する。
  - ⑤ 体調不良者（風邪様症状が顕著な者）がいる場合は、入室を制限する。
  - ⑥ 上記の体調不良者は早退させることを原則とする。
- (5) 学校行事の実施について
- ① 儀式的行事（入学式 等）
    - ・参加者を限定し、内容を精選して時間短縮に努める。
    - ・座席の間隔を十分に広げる。
  - ② 集会や朝会等
    - ・限られた空間に多くの児童や教職員が集まって実施する教育活動は可能な限り避け、分散形式または放送等の活用を進める。
  - ③ 健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会等）

- ・健康診断は、保健室への入室者を制限し、待機時間が長くないよう配慮する。
  - ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする。
  - ・運動会の実施については感染状況をみて、8月をめどに判断する。
- ④ 修学旅行等の宿泊体験（5年自然教室、6年修学旅行）
- ・秋以降に改めて計画する。

### Ⅲ 児童への感染防止教育と心のケア

#### 1. 感染防止教育

##### (1) 感染予防の原則についての指導

- ① 「うつらない、うつさない。」ための行動を、自分で考えられる指導。
- ② 検温等で自分の健康状態を知る重要性の指導。
- ③ マスク着用の徹底。
- ④ 石鹸による手洗いの指導・励行。
- ⑤ 咳エチケットの指導・励行。
- ⑥ 『密』の回避の指導。
- ⑦ 抵抗力をつけるための規則正しい生活の指導。

##### (2) 学校内での感染防止措置についての指導 ※Ⅱの項目について随時指導

#### 2. 心の教育

##### (1) 以下の内容を子どもたちに指導し考えさせる。

- ① 感染症にかかる可能性はだれにでもあること。
- ② 感染症になった当事者の思いに寄り添うことの大切さ。
- ③ 事実として起きている「差別」「偏見」の悲しさを考える。
- ④ 支え合う社会の心地よさを感じる。
- ⑤ 予防のための欠席の合理性を理解させる。
- ⑥ 感染した場合の不安等、心理的ストレスを抱えている児童に対する丁寧な配慮を行う。 ※必要に応じて、スクールカウンセラー等の要請をする

### Ⅳ 保護者に協力していただきたいこと（お願い）

#### 1. 健康管理・感染の防止のため

- (1) 学校での感染防止策について親子で確認してください。
- (2) 健康チェックカードは、毎日必ず記録し、提出してください。
- (3) 清潔なハンカチを毎日2枚持たせてください。
- (4) 予備マスクを持参させてください。（ランドセルに入れておいて下さい）
- (5) 給食用の「濡れおしぼり」を持たせてください。（自分の机をふくため）
- (6) 給食用の「マイ箸」を持たせてください。
- (7) 当面の間、体操服登下校としますので、清潔な体操服を着用させてください。
- (8) 発熱や風邪症状（咳など）があるときは、家で休養させてください。

#### 2. 欠席・遅刻・早退などについて連絡

- (1) 欠席・遅刻・早退などの連絡は、学校へ直接電話で連絡してください。  
（一緒に登校できない場合は、出発時間前に登校班の子に伝わるようにしてください。）
- (2) 学校で体調が悪くなった場合は、早退させることがありますので、連絡がとれるようにしててください。